

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	2 6 . 5 . 1
宛 先	所 属 長	担 当 課	会 計 課

公募型見積合わせの実施要領について

1 趣旨

物品購入等に係る契約の適正化に資するため、「公募型見積合わせの実施要領について（平成22年1月4日付）」により、随意契約の透明性の確保と競争性の向上を図り、会計経理の一層の適正化を推進しているところであるが、関係法令等の規定が一部改正されたこと等に伴い、通達の規定を改正する必要性が生じたことから、今回、これを整理して、通達を発出し直すこととしたもの。

なお、本通達の発出をもって、従前の通達は廃止する。

2 公募型見積合わせの活用

公募型見積合わせとは、長野県独自で実施している随意契約の契約方式であり、物品等の調達情報をホームページ等に公開し、長野県内の者から広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者と契約を締結する制度である。随意契約に一般競争入札に準じた方法を取り入れ、契約の公正性及び競争性の向上を図る契約方式である。

契約の適正を確保するため、随意契約について特別の事由がある場合を除き、公募型見積合わせの積極的な活用に努めること。

3 公募型見積合わせの対象契約

1件の予定価格が、財務規則第136条の規定により随意契約によることができる額の範囲内で、次の契約を対象とする。

ただし、工事請負費による工事請負契約については対象外とする。

- (1) 修理又は製造の請負契約 250万円以下
- (2) 財産の買入契約 160万円以下
- (3) 物件の借入契約 80万円以下
- (4) 財産の売払契約 50万円以下
- (5) 物件の貸付契約 30万円以下
- (6) 役務提供等のその他の契約 100万円以下

4 公募型見積合わせを適用する契約額

1件の予定価格が10万円以上の契約については、2人以上の者から見積書を徴する必要があることから、原則、8の公募型見積合わせの対象としないことのできる契約を除き、公募型見積合わせにより行うこと。

ただし、調達する案件や履行期限等勘案して、公募型見積合わせによることが適当と判断される場合には、1件の予定価格が10万円未満の契約についても公募型見積合わせにより行うことができるものとする。

5 公募型見積参加者に必要な資格

- (1) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領又は長野県建設工事請負人等選定委員会から長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けている期間中のものでないこと。
- (2) 公募型見積合わせへの参加を禁止された者でないこと。
- (3) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であることを基本とし、印刷の発注については、長野県に準じて「長野県内に本店を有する者であること。」を基本とする。

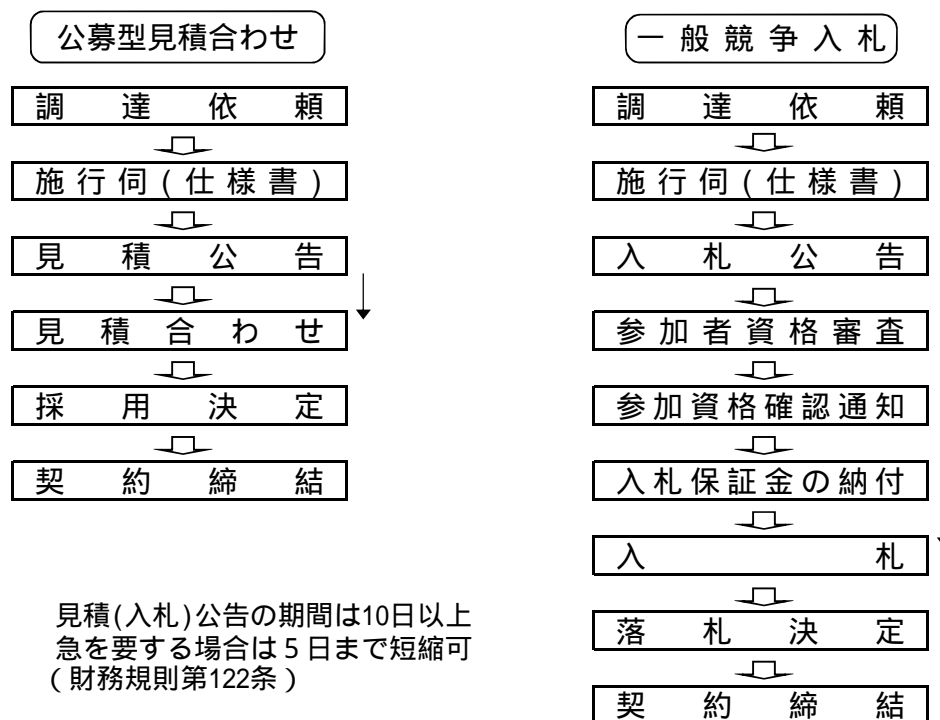
なお、案件により、長野県内に本店又は支店・営業所を有する者以外の者でないと調達が困難な場合には、地域要件を設けないことができるものとする。

- (4) 法人にあっては、県税及び地方消費税、個人にあっては県税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村・県民税）を滞納している者でないこと。

見積額が10万円以上（消費税相当額含む。）となる場合で、長野県の入札参加資格（「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（告示第60号）」又は「長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（告示第64号）」）を取得していない場合は、納税証明書又はその写しの提出又は提示が必要である。

- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 公募型見積合わせの事務の流れ（一般競争入札との比較）



7 実施方法

別添「公募型見積合わせの実施要領」のとおり。

- 8 公募型見積合わせの対象としないことのできる契約
 - (1) 見積書の徴取を省略できる契約又は徴取を要しない契約
 - ア 財務規則運用通達第63条関係の規定により、支出決定のとき又は請求のあったとき支出負担行為の整理をすることができる経費（いわゆる請求方法の経費）のもの。

なお、この場合であっても、交通安全施設修繕又は施設修繕で、公募型見積合わせによることが可能な場合には、極力これを活用すること。
 - イ 財務規則第136条の2第2項の規定により見積書を徴することが適当でないと認められるもの。
 - (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方又は契約の対象が特定されるなど競争に適さない契約
 - (3) 早急に契約の履行を必要とする契約
 - (4) 長野県内に本店又は支店・営業所を有しない者とする契約。ただし、長野県内に本店又は支店・営業所を有しない者でないと調達できない契約は除く。

9 その他留意事項

- (1) 公募型見積合わせの結果、応募者が1者である場合の取扱い
 - ア 1件の予定価格が10万円以上の契約

地域要件を全県下としていれば、一般競争入札と同様に競争性が担保されているものとして、応募者が1者であっても見積合わせは有効である。
したがって、全県下を対象としない県内の一部地域を指定している場合は1者のみでは無効であり、成立しないこととなるので留意すること。
地域要件を全県下としていれば、財務規則第136条の2第1項第4号の「2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。」に該当し、その場合には、見積書に適用条項「財務規則第136条の2第1項第4号該当」と記載すること。（財務規則の運用について（第136条の2関係5））
 - イ 1件の予定価格が10万円未満の契約

地域要件に関係なく、1者のみでも有効である。ただし、公募型見積合わせ運用の趣旨が、随意契約の透明性の確保と競争性の向上にあることから、地域要件の設定は、5(3)により行うこと。
財務規則第136条の2第1項第3号の「1件の予定価格が10万円未満のものであるとき。」に該当するものであり、見積書に適用条項を記載する必要はないものである。
- (2) 適正な見積公告

見積公告については、閲覧者が見積案件の内容を正しく理解できるように、見積公告書式の仕様欄又は別表欄等を活用して、できる限り必要事項を具体的明瞭に示し、応募者が見積りを誤らないように配慮すること。
- (3) 公募型見積合わせの周知

警察本部及び警察署等の現地機関における「公募型見積合わせ」の実施については、関係事業者等へ県警ホームページの入札見積情報及び各所掲示板等へ掲出の公告の閲覧を機会あるごとに周知し、公正な競争の確保に努めること。

（別添省略）